福島県外国人介護人材受入環境整備事業補助金交付実施要領

第１　趣旨

この要領は、福島県外国人介護人材受入環境整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１２条の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

第２　補助金の算定

１　補助金申請額の算定方法

要綱別表１に定める対象経費について、同表に定める基準額と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

２　補助対象経費

(1)　補助対象経費は、要綱別表１に掲げるとおりとする。

(2)　次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

ア　補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費

イ　補助事業者との打ち合わせ等に要する経費

ウ　敷金等の後日返還される経費

第３　交付申請書の提出

補助金の交付申請に当たって、要綱第３条第２項第３号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は、申請する日の属する年度の１１月３０日までを終期として行うものとする。

(1)　日本語学校又は介護福祉士養成校の在学証明書の写し

(2)　学費の金額が分かる書類

(3)　外国人留学生と介護施設・事業所とが締結する契約書等の写し

(4)　債権者登録（変更）申請書

(5)　補助金受領に使用する口座の通帳の写し

第４　実績報告

実績報告に当たって、要綱第８条第１項第３号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、原本を提出できないものについては、その写しを提出すること。

(1)　介護施設・事業所が外国人留学生に補助を行ったことが確認できる領収書等

(2)　外国人留学生が日本語学校又は介護福祉士養成校へ支払った学費や入学金の領収書等

(3)　就職準備金にあたっては、採用通知書等

(4)　就職するために必要となり購入した物品の領収書等

(5)　介護福祉士試験受験の対策のために購入した参考書等の領収書等

(6)　居住費などの生活費に係る領収書等

第５　留意事項

介護施設等が留学生等に対して学費や生活費などを給付等する場合は、契約書等を取り交わし、返還免除に関する規定及び返還免除できる介護施設等での勤務年数などの条件を満たさなくなった場合の施設への返還に関する規定を盛り込むこと。

本事業の実施にあたっては、別添「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成３０年３月法務省入　国管理局）を十分に参照すること。

附　　則

１　この要領は、令和２年１０月１６日から施行し、令和２年４月１日から適用する。